越谷市登録調査員制度要綱

令和４年１２月２１日市長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、統計法（平成１９年法律第５３号）に基づく基幹統計調査その他の統計調査（以下「統計調査」という。）に従事する同法第１４条に規定する統計調査員（以下「統計調査員」という。）の候補者をあらかじめ登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「登録調査員」とは、この要綱で定める登録調査員制度に基づいて越谷市統計調査員候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録される統計調査員の候補者をいう。

（確保すべき登録調査員数）

第３条　市長は、経済センサス－活動調査の調査区数に２分の１を乗じて得た数の登録調査員を常時確保するよう努めるものとする。

（登録調査員の資格）

第４条　登録調査員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

⑴　登録申請時の年齢が満１８歳以上の者

⑵　責任をもって調査事務を遂行できる者

⑶　調査によって知り得る秘密の保護に関し信頼のおける者

⑷　税の徴収に関する事務、警察の用務及び選挙運動に直接関係のない者

⑸　暴力団その他の反社会的勢力との関係のない者

⑹　その他統計調査活動に支障のない者

（登録手続）

第５条　登録調査員として登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、「越谷市登録調査員登録申請書」（第１号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の申請書を受理したときは、面接等によりこれを審査し、適当と認めた者について名簿に登録する。

３　市長は、前項の規定により登録した者に「越谷市登録調査員登録済通知書」（第２号様式）により本人に通知するものとする。

４　市長は、登録希望者を名簿に登録しないときは、「越谷市登録調査員不登録通知書」（第３号様式）により本人に通知するものとする。

５　登録調査員は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに「越谷市登録調査員登録事項変更届」（第４号様式）により市長に届け出るものとする。

（登録期間）

第６条　登録調査員の登録期間は、前条第２項の登録をした日から４年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。ただし、再登録を妨げない。

（登録の取消し）

第７条　市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

⑴　本人からの申し出があったとき。

⑵　第４条の規定に該当しなくなったとき。

⑶　統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。

⑷　統計調査に従事するものとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき。

⑸　病気、転居その他統計調査事務に従事しがたい事由があると認められるとき。

⑹　その他市長が登録を取り消すことが必要と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により登録の取り消しを行った場合は、その旨を「越谷市登録調査員登録取消通知書」（第５号様式）により本人に通知するものとする。

（調査員の選任等）

第８条　市長は、統計調査員を選任し、又は推薦するときは、登録調査員からの選考を優先するものとする。ただし、統計調査の種類、地域事情その他の理由により適格者を得られない場合は、この限りでない。

（調査依頼）

第９条　市長は、前条の規定により選任又は推薦しようとするときは、あらかじめ調査の内容、日程等を登録調査員に明示し、本人の同意を得なければならない。

（研修会等）

第１０条　市長は、統計調査の円滑な実施を図るため、登録調査員に対し研修会等を開催し、又は統計調査に関する情報、資料等を配布する方法により、その資質向上に努めるものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。